

III 資 料

III 資料

1. 県内市町村の人口推移（国勢調査）

Table showing population trends for municipalities in the prefecture from 1975 to 2025. Columns include municipality names, population counts, and percentage changes for various age groups and periods.

2. 県内市町村の財政状況

一般財源＝地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、^ロの場利用税交付金、軽油引取税・自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金の合計

減収補てん債を含まない

(単位：千円、%)

団体名	過疎団体	平成27年度決算																				団体名					
		歳入総額									歳出総額									歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰越すべき 財源		実質収支	財政力指数	実質公債費 比率	経常収支 比率	地方債 現在高
		一般財源	うち地方税	国庫支出金	都道府県 支出金	地方債	うち過疎債	その他	義務的経費	投資的経費	うち普通 建設事業	その他															
長崎市	法適過疎一部	211,706,235	103,179,476	55,314,831	56,383,926	11,271,444	21,403,465	1,508,300	19,467,924	206,255,166	122,151,113	23,439,221	23,066,341	60,664,832	5,451,069	893,460	4,557,609	0.56	6.2	93.3	252,229,093	長崎市					
佐世保市	法適過疎一部	122,153,207	62,801,899	28,934,593	21,680,887	8,386,287	7,150,800	1,021,200	22,133,334	117,513,869	60,842,329	13,068,150	12,828,867	43,603,390	4,639,338	366,382	4,272,956	0.51	8.2	90.0	110,340,657	佐世保市					
島原市	法適過疎	23,463,277	12,638,881	4,626,767	4,102,020	2,035,733	2,518,322	332,000	2,168,321	23,148,396	11,214,752	3,065,297	3,047,161	8,868,347	314,881	85,118	229,763	0.42	4.6	89.6	20,252,219	島原市					
諫早市	非過疎	65,124,400	37,034,367	16,124,691	10,274,564	4,926,708	5,443,800	0	7,444,961	63,858,764	32,435,095	6,749,235	6,611,362	24,674,434	1,265,636	518,825	746,811	0.51	6.5	89.2	61,615,755	諫早市					
大村市	非過疎	40,093,403	19,482,937	10,714,741	7,669,329	3,003,272	3,768,625	0	6,169,240	38,060,611	18,939,430	4,858,946	4,793,882	14,262,235	2,032,792	410,592	1,622,200	0.60	6.9	91.1	33,988,028	大村市					
平戸市	法適過疎	28,899,704	14,887,872	2,736,627	3,233,951	2,516,658	3,308,700	719,200	4,952,523	28,268,491	11,161,405	5,017,811	4,607,879	12,089,275	631,213	136,154	495,059	0.24	7.5	87.0	28,720,385	平戸市					
松浦市	法適過疎	20,883,975	10,464,569	3,242,167	2,928,322	1,624,114	3,033,500	277,400	2,833,470	20,310,993	8,302,768	4,063,036	3,808,434	7,945,189	572,982	44,666	528,316	0.40	12.1	95.0	20,048,702	松浦市					
対馬市	法適過疎	33,769,038	19,422,285	2,889,957	4,233,955	3,080,670	4,281,700	1,996,900	2,750,428	33,113,083	14,562,705	6,634,086	6,355,546	11,916,292	655,955	297,943	358,012	0.19	9.8	83.7	45,600,485	対馬市					
杵岐市	法適過疎	22,958,735	13,616,084	2,157,556	2,535,220	1,810,291	2,256,900	783,600	2,740,240	22,343,979	9,563,756	3,166,379	3,095,208	9,613,844	614,756	35,113	579,643	0.22	4.7	84.8	26,602,645	杵岐市					
五島市	法適過疎	31,316,441	19,164,859	3,366,390	3,830,472	2,372,664	3,055,900	868,000	2,892,546	30,220,205	14,289,845	3,845,082	3,802,273	12,085,278	1,096,236	219,145	877,091	0.24	8.7	88.6	35,634,750	五島市					
西海市	法適過疎	22,600,822	13,281,701	3,403,868	2,687,969	1,096,487	3,167,800	664,300	2,366,865	21,494,052	8,942,991	3,180,272	3,007,719	9,370,789	1,106,770	220,720	886,050	0.38	1.4	78.9	21,511,716	西海市					
雲仙市	法適過疎	29,763,181	18,350,272	3,781,836	4,117,164	2,784,382	2,170,600	412,700	2,340,763	28,578,537	13,796,631	4,269,907	4,107,021	10,511,999	1,184,644	101,660	1,082,984	0.27	4.6	80.6	22,106,629	雲仙市					
南島原市	法適過疎	34,394,160	19,469,761	3,566,729	3,476,493	2,681,370	3,940,600	493,200	4,825,936	32,192,985	15,899,627	4,489,911	4,184,627	11,803,447	2,201,175	229,656	1,971,519	0.26	9.2	85.4	25,287,758	南島原市					
長与町	非過疎	13,131,779	7,416,627	4,470,115	1,864,762	948,611	1,136,571	0	1,765,208	12,514,697	5,499,532	1,554,458	1,529,875	5,460,707	617,082	64,488	552,594	0.66	8.0	89.4	13,994,396	長与町					
時津町	非過疎	10,747,650	6,135,424	3,837,841	1,726,111	691,575	890,410	0	1,304,130	10,199,285	4,315,573	1,534,482	1,531,663	4,349,230	548,365	177,492	370,873	0.66	0.6	88.0	8,373,362	時津町					
東彼杵町	非過疎	5,422,537	3,120,281	716,108	692,620	446,260	493,282	0	670,094	5,245,561	2,119,403	988,365	929,221	2,137,793	176,976	81,130	95,846	0.27	10.0	80.5	5,343,036	東彼杵町					
川棚町	非過疎	5,923,551	3,722,616	1,195,866	749,077	523,008	422,000	0	506,850	5,751,861	2,700,597	487,520	473,676	2,563,744	171,690	23,147	148,543	0.35	12.1	83.9	5,696,579	川棚町					
波佐見町	非過疎	6,093,603	3,584,433	1,292,546	894,359	644,216	433,500	0	537,095	5,950,067	2,691,097	780,238	769,511	2,478,732	143,536	32,655	110,881	0.40	13.0	83.1	6,373,164	波佐見町					
小値賀町	法適過疎	3,106,360	2,066,100	153,000	267,501	236,784	227,079	108,900	308,896	2,903,104	1,096,452	311,342	311,342	1,495,310	203,256	97,684	105,572	0.10	8.2	75.0	3,147,253	小値賀町					
佐々町	非過疎	6,330,110	3,403,205	1,537,566	720,942	360,603	481,200	0	1,364,160	6,005,564	2,275,951	999,536	991,303	2,730,077	324,546	28,400	296,146	0.49	6.2	84.2	4,590,628	佐々町					
新上五島町	法適過疎	18,070,122	12,216,072	2,154,741	1,123,013	1,247,810	2,250,528	583,700	1,232,699	17,808,941	8,225,021	2,297,065	2,264,474	7,286,855	261,181	23,274	237,907	0.25	7.9	80.9	23,215,407	新上五島町					
県全体計	21	755,952,290	405,459,721	156,218,536	135,192,657	52,688,947	71,835,282	9,769,400	90,775,683	731,738,211	371,026,073	94,800,339	92,117,385	265,911,799	24,214,079	4,087,704	20,126,375	0.38	7.0	88.7	774,672,647	県全体計					
法適過疎計 (一部含む)	13	603,085,257	321,559,831	116,329,062	110,600,893	41,144,694	58,765,894	9,769,400	71,013,945	584,151,801	300,049,395	76,847,559	74,486,892	207,254,847	18,933,456	2,750,975	16,182,481	0.31	7.0	88.7	634,697,699	法適過疎計(一部含む)					
法適過疎計	11	269,225,815	155,578,456	32,079,638	32,536,080	21,486,963	30,211,629	7,239,900	29,412,687	260,382,766	117,055,953	40,340,188	38,591,684	102,986,625	8,843,049	1,491,133	7,351,916	0.27	7.1	84.6	272,127,949	法適過疎計					
法適過疎一部計	2	333,859,442	165,981,375	84,249,424	78,064,813	19,657,731	28,554,265	2,529,500	41,601,258	323,769,035	182,993,442	36,507,371	35,895,208	104,268,222	10,090,407	1,259,842	8,830,565	0.54	6.9	92.1	362,569,750	法適過疎一部計					
非過疎計	8	152,867,033	83,899,890	39,889,474	24,591,764	11,544,253	13,069,388	0	19,761,738	147,586,410	70,976,678	17,952,780	17,630,493	58,656,952	5,280,623	1,336,729	3,943,894	0.49	7.0	88.7	139,974,948	非過疎計					

*長崎市は旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町の区域のみ、佐世保市は旧宇久町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみを過疎地域とみなす。

(単純平均) (加重平均) (加重平均)

3. 過疎法の変遷

(1)はじめに

昭和30年代から始まる日本経済の高度成長は、農山漁村を中心に第一次産業を主産業として形成してきた地方の人口が、第二次・第三次産業を主産業とする3大都市圏等への流出現象を進行させた。

この急激な人口減少の著しい地域に対して、政府の公式文書に初めて「過疎」という言葉が用いられたのは経済社会発展計画（昭和42年3月閣議決定）であり、また経済審議会地域部会報告（昭和42年11月）においても、人口減少による一定の生活水準を維持することが困難になった状態を「過疎問題」として捉えることとなった。

(2)過疎法の経緯と各立法の内容

①過疎地域対策緊急措置法の経緯・趣旨

昭和30年代からの過疎化が進行する地域に対し、緊急の対策を講じることにより人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊、市町村の財政破綻の防止を目指して、昭和45年4月24日に法律第31号として「過疎地域対策緊急措置法」が公布、施行された。また、同法施行令は、同年4月30日政令第104号として公布、施行されている。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生活機能の維持が困難となっている過疎地域において人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与するため、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の措置を講じようとしたものである。」

②過疎地域振興特別措置法の経緯・趣旨

過疎地域対策緊急措置法に基づき、同法の有効期限である昭和45～54年度の10年間に於いて、交通通信体系の整備、産業の振興、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備など多岐にわたる過疎対策事業を実施し相応の成果を見た。

特に居住条件の改善が、過疎地域の人口減少を鈍化させる成果をもたらしたことは注目に値する。しかしその反面、過去長期間にわたった人口流出はその主体が若年層であったため過疎地域の高齢化を加速させたことも否めない事実であった。また高齢化は、保健・医療、福祉の確保・充実の重要性を増した。さらにこの時期は、エネルギー革命による相次いでる鉱山廃坑等とともに高齢化等がもたらす集落機能の低下により、今日につながる集落問題も顕在化してきたことも特筆される。

こうした10年間の過疎現象により新たに出現した問題に対応すべく、新たな観点に立った立法措置を求め、昭和55年3月31日に「過疎地域振興特別措置法」が法律第19号で公布され、翌日施行された。なお、同法施行令は、3月31日政令第50号で公布され、法律と同日に施行された。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「昭和45～54年度における過疎地域対策緊急措置法に基づき、人口の過度の減少を抑制するなど相応の成果はあったが、依然として公共施設等の整備は他の地域に比較して低位にあり、地域住民の医療や雇用確保など過疎地域に残されている問題は少なくない」として「今後はこのような課題に対処しながら過疎地域に居住するすべての住民が魅力と安らぎを感じつつ、ふるさとづくりにいそしむことができるような積極的な振興策」を講じていく必要がある。

このような見地から引き続き過疎地域について生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的としている。

③過疎地域活性化特別措置法の経緯・趣旨

過去2回にわたる過疎立法に基づき、国、都道府県、市町村の3者が一体となって総合的か

つ計画的な過疎対策事業を実施してきた。昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法の10年間において、交通通信体系の整備、産業の振興、生活環境施設の整備、教育文化施設の整備など、多岐にわたって実施され、その成果は、急激な人口減少の緩和、道路交通の整備等をはじめとする社会基盤の整備として表れており、過疎地域をめぐる状況はかなり改善されてきたと言える。

上記のような積極的な対策が講じられ、人口減少が緩和されたとはいえ、減少傾向は依然として継続しており、高齢化も顕著となってきた。また、各種公共施設等の整備水準、就業機会、医療・福祉の確保面等において未だ満足すべき状況にはなく、過疎地域の市町村においては、地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況にあった。そこで、それまでの過疎化により上記のような新たな課題が生じていることから、従来の過疎対策の成果をふまえるとともに地域の活性化を図るため、新たな観点に立ってすべての国民が誇りと愛着を持って自らの地域づくりに取り組むことができるような立法措置を求め、平成2年3月31日「過疎地域活性化特別措置法」が法律第15号、過疎地域活性化特別措置法施行令が政令第91号として公布された。施行は翌4月1日である。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「これまでの過疎対策の結果、着実にその成果が上がりつつある一方で、依然として人口の減少にとともに、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図りもって住民福祉の向上、雇用機会の増大及び地域格差の是正に寄与する」ことを目的としている。

④過疎地域自立促進特別措置法の経緯・趣旨

過去3回の立法に基づき、過疎対策事業が実施された結果、各種公共施設等の整備は進んできたものの、引き続き人口の減少と著しい高齢化、停滞した産業経済、大きな格差を残す生活基盤整備など、過疎地域においては依然として厳しい状況が続いている。一方、地域間交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、大きく変化しつつある時代潮流の中で、過疎地域は、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」及び「長寿高齢社会の先駆けとしての役割」といった二十一世紀のわが国全体の中における新たな役割を果たしていくことが求められている。

こうした中で、過疎地域において、地域住民、広く国民一般の安全・安心な暮らしの確保を図るとともに、国づくりのなかで地域としての新たな役割を十分に果たせるようにするため、第四次の過疎対策立法として平成12年3月31日「過疎地域自立促進特別措置法」が法律第15号、過疎地域自立促進特別措置法施行令が政令第175号として公布された。施行は翌4月1日である。

本立法の趣旨は以下のとおりである。

「これまでの過疎対策の結果、公共施設等の整備は相当進んできたが、若年者の流出などによる人口減少と著しい高齢化により地域社会における活力が低下している。このことから、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図りもって住民福祉の向上、雇用機会の増大及び地域格差の是正及び風格ある国土形成に寄与する」ことを目的としている。

⑤過疎地域自立促進特別措置法改正の経緯・趣旨

過疎地域自立促進特別措置法に基づく10年間をはじめ、これまで4回にわたる過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に、関係都道府県、国の3者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果をあげてきた。しかしながら、過疎地域では、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体制の弱体化、公共交通機関空白地域の拡大など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増している。このような中、現行過疎法は、平成22年3月31日の失効期限を迎えた。

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限を控え、過疎市町村をはじめとする各団体から新法制定に向けた切実な提言・活動が危機感を持って展開された。こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための現行過疎法を拡充・延長する法律案が各党間の協議を経て取りまとめられ、平成22年3月17日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が公布、平成22年3月31日に「過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、それぞれ平成22年4月1日に施行された。（ただし、執行期限の延長に係る改正は公布の日から。）

過疎地域では、自立促進法の施行後も、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められており、改正法は、これまでの我が国の過疎対策のあゆみにおいて初めて、法の目的を新たにした新法ではなく現行法の拡充延長という形をとり、法に示された過疎地域の意義・役割や過疎地域振興の必要性を踏襲しつつ、法の失効期限と過疎地域要件の追加及び過疎対策の充実等を図るものである。平成22年の改正法の制定時には、衆議院及び参議院の総務委員会においてこうした内容を踏まえた決議がなされている。

平成22年4月の一部改正後、平成23年3月11日以降の東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、自立促進法の期限内において、統合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望があがった。こうした声を受けて、各党各会派で協議が重ねられた結果、自立促進法の期限を平成33年3月31日まで5年間延長することについて合意が得られた。そして、取りまとめられた過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、全会一致で可決、成立し、平成24年6月27日に公布、施行され、現行法の有効期限は平成33年3月末日までとなった。

さらに、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際に、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法施行後3年を目処として、平成22年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずる旨の衆議院総務委員会の委員会決議及び参議院総務委員会の附帯決議がなされていたことを受け、過疎地域の現状を踏まえ、平成22年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成26年4月1日に施行されたところである。

(3) 過疎法の変遷

<目的>

①人口減少がもたらした社会基盤の変動（過疎地域対策緊急措置法）から地域社会の機能低下（過疎地域振興特別措置法）、さらには地域社会における活力の低下（過疎地域活性化特別措置法）と立法をめぐる背景の表現が変遷しており、過疎対策事業の進展と立法制定時点の目標が端的に示されている。

②法の目的については、人口の過度の減少の防止から過疎地域の振興を図ること、さらには過疎地域の活性化を図ることと立法制度の度に積極的な表現をもって、生活面、産業面等をはじめとする過疎地域のボトムアップが図られるような表現がなされている。

また、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法においては、過疎地域は、豊かな自然環境と多様な地域文化の継承・創出、長寿高齢社会のさきがけとしての地域づくりなどの新たな役割を担うこととされており、従来の地域格差是正解消の観点だけでなく新たに、過疎地域そのものの価値に着目した個性ある地域づくりを行うことが目的に加わっている。

<過疎地域の要件>

過疎地域対策緊急措置法では、昭和35年国勢調査をベースとした市町村の人口減少率及び財政力指数の2つの指標を使用していたが、過疎地域振興特別措置法以降は、財政力の要件として、公営競技収益額を加えている。

<公示団体数>

過疎市町村は、1,093団体→1,157団体→1,230団体と第3次立法措置までは増加してきたが、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法においては、当初公示で1,171団体と若干減少した。また、市町村合併の進展により、平成22年3月31日には718団体となったが、法改正により新たに過疎地域として58団体が追加公示され、その後の市町村合併、さらなる法改正による追加公示により平成26年4月1日現在で797市町村が過疎地域となっている。（うち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は151市町村。）

<方針・計画の枠組み>

①方針の枠組みについて

過疎地域対策緊急措置法の方針では、1)基本的な方針 2)交通通信体系の整備 3)教育文化施設の整備 4)生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保 5)産業の振興 6)集落の整備の6本柱で構成されていたが、過疎地域振興特別措置法では、生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保から医療の確保が分かれ、柱のひとつとして独立した。

過疎地域活性化特別措置法では、高齢者の福祉その他の福祉の増進が独立し、ひとつの柱となっており、過疎地域自立促進特別措置法においては、さらに方針の柱の新設を行って、次のような項目で構成することとしている。

※過疎地域自立促進方針の項目

- 1) 基本的な事項
- 2) 産業の振興
- 3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- 4) 生活環境の整備
- 5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 6) 医療の確保
- 7) 教育の振興
- 8) 地域文化の振興等
- 9) 集落の整備

②計画の枠組みについて

方針の変更に伴って、市町村計画に記載される計画項目も、変更あるいは追加されている。過疎地域活性化特別措置法において、市町村計画の項目の中に「地域の活性化に関し必要な事項」を新たに設けることとなり、過疎地域自立促進特別措置法においては「地域の自立促進に関し必要な事項」が設けられている。いずれも市町村独自の視点から加えることができるものとなっている。

③特別措置等について

国の負担又は補助の割合の特例について、過疎地域対策緊急措置法及び過疎地域振興特別措置法では2/3であったのに対し、過疎地域活性化特別措置法では5.5/10と縮減された。

立法制定ごとに特別措置の項目は増えてきたが、過疎地域振興特別措置法では、法律の項目に老人福祉の増進（高齢者コミュニティセンター）、中小企業に対する資金の確保の2項目が加わり、過疎地域活性化特別措置法では下水道事業の都道府県代行、高齢者の福祉の増進の2項目が加えられた。

過疎地域自立促進特別措置法においては、高齢者の保健の向上又は増進、地域文化の振興を図るための施設が加えられた。さらに、平成22年の法改正によって、認定こども園、図書館、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設が追加され、小中学校の公舎等の統廃合要件が撤廃されるとともに、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト対策事業（過疎地域自立促進特別事業）への拡充が図られた。その後も法改正によって、過疎対策事業債の対象施設が追加されてきた。

4. 過疎対策四法の比較

法律名	期間	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正) 改正平成22年4月1日 改正平成24年6月27日	過疎地域自立促進特別措置法 (H26改正) 改正平成26年3月31日
目的	昭和45年度～昭和54年度	人口が著しい減少に伴って地域社会の機能が低下し、生活水準及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること
特徴	昭和45年度～平成元年度	・過疎化現象により地域社会の機能が低下した地域について、その振興を図ることを目的としていること ・過疎地域の現状に則し、以下の点で地域の拡充強化を図っていること ①過疎地域における人口の年齢構成に配慮し、老人福祉の増進を図ること ②過疎地域の活性化を図ること ③過疎地域の振興を図ること ④過疎地域の活性化を図ること ⑤過疎地域の活性化を図ること ⑥過疎地域の活性化を図ること ⑦過疎地域の活性化を図ること ⑧過疎地域の活性化を図ること ⑨過疎地域の活性化を図ること ⑩過疎地域の活性化を図ること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること
特色	昭和45年度～昭和54年度	・過疎対策に関する総合的立法であること ・過疎対策に対する緊急措置を内容としていること ・人口流出という動的な条件を基礎として対象地域を特定すること ・法律に定められた条件に該当すれば、自動的に過疎地域となること ・市町村合併等特定の理由を除き、その自主性を尊重すること ・時限法であること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること	人口が著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生活機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低水準にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずること
要件	昭和45年度～昭和43年度	(1) 人口に係る要件 昭和40年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率が0.1以上 (2) 財政力に係る要件 昭和41年度から昭和43年度までの財政力指数の平均値が0.4未満 (3) 公営競技収益が10億円以下	(1) 人口に係る要件 昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率が0.25以上 (2) 財政力に係る要件 昭和51年度から昭和54年度までの財政力指数の平均値が0.37以下 (3) 公営競技収益が10億円以下	(1) 人口に係る要件 平成7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率が0.25以上 (2) 財政力に係る要件 平成8年度から平成10年度までの財政力指数が0.42以下 (3) 公営競技収益が13億円以下	(1) 人口に係る要件 平成7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率が0.25以上 (2) 財政力に係る要件 平成8年度から平成10年度までの財政力指数が0.42以下 (3) 公営競技収益が13億円以下	(1) 人口に係る要件 平成7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対比減少率が0.25以上 (2) 財政力に係る要件 平成8年度から平成10年度までの財政力指数が0.42以下 (3) 公営競技収益が13億円以下

法律 公布 団体 数	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H26、4、1公示)
	当初 776市町村 (S45.5.1公示) 最終 1,093市町村 (追加公示による増)	当初 1,119市町村 (S45.4.1公示) (緊急措置法より継続 993市町村、新規 126市町村) 最終 1,157市町村 (追加公示による増)	当初 1,143市町村 (H2.4.1公示) (振興特別措置法より継続1,054市町村、 新規 89市町村) 最終 1,230市町村 (追加公示による増)	当初 1,171市町村 (H12.4.1公示) (活性化特別措置法より継続1,129市町村、 新規 42市町村) H14.4.1 現在 1,210市町村(追加公示による) H22.3.31 現在 718市町村(市町村合併による減)	当初 776市町村 (H22.4.1公示) (改正前より継続785市町村、新規 58市町村) ※要件追加により新たな過疎地域となった市町村数 104市町村 (新規 22市町村、みなし過疎→過疎1市町村、 一部過疎→過疎9市町村)	当初 776市町村 (H22.4.1公示) (改正前より継続785市町村、新規 58市町村) ※要件追加により新たな過疎地域となった市町村数 35市町村 (新規 22市町村、みなし過疎→過疎1市町村、 一部過疎→過疎9市町村)	当初 797市町村 (H26.4.1公示) (改正前より継続775市町村、新規 22市町村) ※要件追加により新たな過疎地域となった市町村数 104市町村 (新規 22市町村、みなし過疎→過疎1市町村、 一部過疎→過疎9市町村)
方針	(1) 方針 (「振興方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域振興の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等 等との関連 ② 交通通信体系の整備 i) 交通通信体系整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 有線電気通信設備及び無線電話の整備 ③ 教育文化施設整備の方針 i) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所及び公民館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 ④ 生活環境施設整備の方針 i) 生活環境施設整備の方針 ii) 保戸所及び児童館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 医療の確保 i) 医療確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑥ 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林漁業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 観光又はレクリエーション ⑦ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 移転地整備 iii) 跡地利用対策	(1) 方針 (「振興方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域活性化の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 交通通信体系の整備 i) 交通通信体系整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 有線電気通信設備及び無線電話の整備 ③ 教育文化施設整備の方針 i) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所及び児童館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 ④ 生活環境施設整備の方針 i) 生活環境施設整備の方針 ii) 保戸所及び児童館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 医療の確保 i) 医療確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑥ 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林漁業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 観光又はレクリエーション ⑦ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 移転地整備 iii) 跡地利用対策	(1) 方針 (「活性化方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域活性化の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 交通通信体系の整備 i) 交通通信体系整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 有線電気通信設備及び無線電話の整備 ③ 教育文化施設整備の方針 i) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所及び児童館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 ④ 生活環境施設整備の方針 i) 生活環境施設整備の方針 ii) 保戸所及び児童館、老人福祉施設、簡易水道等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 医療の確保 i) 医療確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑥ 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林漁業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 観光又はレクリエーション ⑦ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 移転地整備 iii) 跡地利用対策	(1) 方針 (「自立促進方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設整備 vi) 情報化の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備	(1) 方針 (「自立促進方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設整備 vi) 情報化の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備	(1) 方針 (「自立促進方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設整備 vi) 情報化の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備	(1) 方針 (「自立促進方針」) ① 基本的な事項 i) 過疎地域の現状と問題点 ii) 過疎地域自立促進の基本的方向 iii) 広域的な経済社会生活面の整備の計画等との関連 ② 産業の振興 i) 産業振興の方針 ii) 農林水産業の振興 iii) 地場産業の振興 iv) 企業の誘致対策 v) 起業の促進 vi) 商業の振興 ③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 i) 交通通信体系の整備の方針 ii) 都道府県道及び市町村道の整備 iii) 農道、林道及び漁港間道道の整備 iv) 交通確保対策 v) 電気通信施設整備 vi) 情報化の促進 ④ 生活環境の整備 i) 生活環境の整備の方針 ii) 簡易水道、下水処理施設等の整備 iii) 消防緊急施設整備 ⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 i) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ii) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 ⑥ 医療の確保 i) 医療の確保の方針 ii) 無医地区対策 iii) 特定診療科に係る医療確保対策 ⑦ 教育の振興 i) 教育の振興の方針 ii) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 iii) 集会所、体育施設、社会教育施設等の整備 ⑧ 地域文化の振興等 i) 地域文化の振興等の方針 ii) 地域文化の振興等に係る施設の整備 ⑨ 集落の整備 i) 集落整備の方針 ii) 集落の再編整備

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法 (H22、24改正)	過疎地域自立促進特別措置法 (H26改正)
方針	<p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>① 市町村の概要</p> <p>1) 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的基条件の概要</p> <p>2) 市町村における過疎の概要</p> <p>3) 市町村における人口、行財政、施設整備水準等の現状と動向</p> <p>4) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等に配慮した市町村の社会経済的発展の方向</p> <p>② 振興の基本方針</p> <p>1) 土地利用</p> <p>2) 施設整備</p> <p>3) 産業振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 現況と問題点</p> <p>2) その他</p> <p>(以下③から⑥まで各項目ごとに同じ)</p> <p>④ 教育文化施設等の整備</p> <p>⑤ 生活環境施設及び福祉施設等厚生施設等の整備</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 集落の振興</p> <p>⑧ 集落の整備</p>	<p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>1) 市町村の概要</p> <p>2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>3) 市町村行財政の状況</p> <p>4) 地域の活性化の基本方針</p> <p>5) 計画期間</p> <p>② 産業の振興</p> <p>1) 現況と問題点</p> <p>2) その他</p> <p>(以下③から⑥まで各項目ごとに同じ)</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 集落の振興</p> <p>⑨ その他地域の活性化に関し必要な事項</p>	<p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>1) 市町村の概要</p> <p>2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>3) 市町村行財政の状況</p> <p>4) 地域の自立促進の基本方針</p> <p>5) 計画期間</p> <p>② 産業の振興</p> <p>1) 現況と問題点</p> <p>2) その他</p> <p>(以下③から⑥まで各項目ごとに同じ)</p> <p>③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項(過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)のための基金積立、自然エネルギーを利用するための施設はここに記載)</p>	<p>(2) 計画</p> <p>【市町村計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>1) 市町村の概要</p> <p>2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>3) 市町村行財政の状況</p> <p>4) 地域の自立促進の基本方針</p> <p>5) 計画期間</p> <p>② 産業の振興</p> <p>1) 現況と問題点</p> <p>2) その他</p> <p>(以下③から⑥まで各項目ごとに同じ)</p> <p>③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項(過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)のための基金積立、自然エネルギーを利用するための施設はここに記載)</p>
種別	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 交通通信体系の整備</p> <p>(以下③から⑥まで各項目ごとに同じ)</p> <p>③ 教育文化施設等の整備</p> <p>④ 生活環境施設及び福祉施設等厚生施設等の整備</p> <p>⑤ 医療の確保</p> <p>⑥ 集落の振興</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>
組	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 方針</p> <p>② 事業計画の期間</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第13条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 医療の確保</p> <p>(法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>3) 都道府県道等の整備</p> <p>4) 農林水産業等の振興</p> <p>5) 過疎地域の市町村に対する行財政上の援助</p> <p>6) その他</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>
み	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>
②	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育文化の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の活性化に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>	<p>【都道府県計画】</p> <p>① 基本的な事項</p> <p>② 産業の振興</p> <p>③ 交通通信体系の整備</p> <p>1) 基幹的な市町村道等の整備 (法第14条の規定に基づくもの)</p> <p>2) 都道府県道等の整備</p> <p>3) 交通確保対策</p> <p>4) その他</p> <p>④ 生活環境の整備</p> <p>⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>⑥ 医療の確保</p> <p>⑦ 教育の振興</p> <p>⑧ 地域文化の振興等</p> <p>⑨ 集落の整備</p> <p>⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>⑪ 過疎地域市町村に対する行財政上の援助</p>

法律名	<p>過疎地域対策緊急措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（3分の2）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○老人福祉の増進（高齢者コミュニティ・センター）</p> <p>一</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>①一般乗合旅客自動車経営</p> <p>②自家用自動車を共同で有償経営</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>過疎地域活性化特別措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>○国の負担又は補助の割合の特例（10分の5.5）</p> <p>①教育施設 ②児童福祉施設 ③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅</p> <p>○過疎対策事業債</p> <p>○基幹道路の都道府県代行</p> <p>○医療の確保</p> <p>○高齢者の福祉の増進</p> <p>○交通の確保（免許の許可・認可）</p> <p>○農地法等による処分についての配慮</p> <p>○国有林野の活用</p> <p>○住宅金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○中小企業に対する資金の確保</p> <p>○農林漁業金融公庫からの資金の貸付</p> <p>○税法上の特例措置</p>
-----	---	---	--	--	--	--

備考) 下線部は拡充又は新設部分である

5. 都道府県別過疎市町村数

[平成28年4月1日現在]

(注) 過疎みなし市町村＝過疎地域とみなされる市町村
過疎のある市町村＝過疎地域とみなされる区域のある市町村
過疎みなし市町村 過疎のある市町村 合計(過疎市町村)

都道府県	全市町村			過疎地域市町村 a			過疎みなし市町村 b			過疎のある市町村 c			合計(過疎市町村)							
	市	町村	計 A	市	町村	計 B	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	比率 C/A	
																				比率 B/A
北海道	35	144	179	18	126	144	80.4						4	1	5	22	127	149	83.2	
北海道	10	30	40	1	20	21	52.5	1	1	2	5	5	5	7	21	28	70.0			
青森県	14	19	33	5	13	18	54.5	1	3	4	3	3	3	9	13	22	66.7			
岩手県	13	22	35	2	3	5	14.3	1	1	2	3	3	3	5	4	9	25.7			
宮城県	13	12	25	6	10	16	64.0	4	4	8	1	1	1	11	10	21	84.0			
秋田県	13	22	35	2	16	18	51.4	1	1	2	1	1	1	4	17	21	60.0			
山形県	13	46	59	25	25	42.4	2	1	3	3	3	3	3	4	25	29	49.2			
福島県	32	12	44	1	1	2	2.3	1	1	2	3	3	2	2	4	4	9.1			
栃木県	14	11	25	2	2	4	8.0	1	1	2	1	1	1	1	2	3	12.0			
群馬県	12	23	35	9	9	25.7	25.7	5	5	10	5	5	5	5	9	14	40.0			
埼玉県	40	23	63	1	1	1.6	1.6	1	1	2	3	3	1	2	3	4	6.3			
千葉県	37	17	54	2	3	5	9.3	3	3	6	1	1	1	3	3	6	11.1			
東京都	26	13	39	6	6	15.4	15.4	6	6	12	6	6	6	6	6	6	15.4			
神奈川県	19	14	33																	
新潟県	20	10	30	4	5	9	30.0	1	1	2	1	1	4	4	5	9	46.7			
富山県	10	5	15	1	1	1	6.7	1	1	2	1	1	1	2	1	3	20.0			
石川県	11	8	19	3	2	5	26.3	3	2	5	4	4	3	1	4	6	47.4			
福井県	9	8	17	2	2	2	11.8	2	2	4	4	4	2	2	4	6	35.3			
山梨県	13	14	27	7	7	7	25.9	7	7	14	8	8	6	2	8	9	55.6			
長野県	19	58	77	1	28	29	37.7	1	1	2	1	1	7	1	8	8	48.1			
岐阜県	21	21	42	1	6	7	16.7	1	1	2	1	1	6	6	7	14	33.3			
静岡県	23	12	35	4	4	4	11.4	4	4	8	4	4	4	4	8	8	22.9			
愛知県	38	16	54	3	3	3	5.6	3	3	6	3	3	2	2	4	5	9.3			
三重県	14	15	29	3	4	7	24.1	3	4	7	2	2	2	2	4	5	31.0			
滋賀県	13	6	19										2	2	2	2	10.5			
京都府	15	11	26	1	4	5	19.2	1	1	2	1	1	3	3	4	5	34.6			
大阪府	33	10	43	1	1	1	2.3	1	1	2	3	3	1	1	2	1	2.3			
兵庫県	29	12	41	2	3	5	12.2	2	3	5	4	4	4	6	6	9	22.0			
奈良県	12	27	39	1	13	13	33.3	1	1	2	1	1	1	2	2	3	38.5			
和歌山県	9	21	30	1	14	15	50.0	1	1	2	1	1	1	2	3	4	60.0			
鳥取県	4	15	19	4	8	8	42.1	4	8	12	4	4	1	1	2	3	63.2			
島根県	8	11	19	4	11	15	78.9	2	2	4	2	2	2	8	11	19	100.0			
岡山県	15	12	27	5	8	13	48.1	1	1	2	1	1	5	1	6	11	74.1			
広島県	14	9	23	5	5	10	43.5	5	5	10	5	5	6	11	16	20	69.6			
山口県	13	6	19	3	3	6	31.6	3	3	6	3	3	6	9	12	16	63.2			
徳島県	8	16	24	2	9	11	45.8	2	2	4	2	2	1	3	5	7	54.2			
香川県	8	9	17	1	5	6	35.3	1	1	2	1	1	1	2	3	4	47.1			
愛媛県	11	9	20	4	6	10	50.0	1	1	2	1	1	4	2	6	8	85.0			
高知県	11	23	34	5	19	24	70.6	5	19	24	4	4	3	8	8	17	82.4			
福岡県	28	32	60	4	11	15	25.0	1	2	3	3	3	3	8	13	21	35.0			
佐賀県	10	10	20	1	4	5	25.0	1	4	5	2	2	4	5	9	9	45.0			
長崎県	13	8	21	8	2	10	47.6	1	2	3	1	1	2	11	2	13	61.9			
熊本県	14	31	45	3	19	22	48.9	1	1	2	3	3	3	7	20	27	60.0			
大分県	14	4	18	9	3	12	66.7	1	3	4	3	3	3	13	3	16	88.9			
宮崎県	9	17	26	3	10	13	50.0	3	10	13	4	4	4	7	10	17	65.4			
鹿児島県	19	24	43	11	24	35	81.4	11	24	35	6	6	6	17	24	41	95.3			
沖縄県	11	30	41	1	17	17	41.5	1	1	2	1	1	1	1	2	1	18	43.9		
合計	790	928	1,718	120	496	616	35.9	23	7	30	151	151	131	20	274	523	797	46.4		

6. 県内過疎市町村の変遷（県単過疎含む）

※下線部は追加指定市町村

要綱改正年月日	指 定 要 件	法道過疎地域市町村(①に該当)	県単過疎過疎地域市町村(②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村(③該当)
昭和45年 5月 8日 (施行)	①過疎地域対策緊急措置法に定める過疎地域に該当する市町村 (S45.5.1公示) ②離島振興による指定地域を有する財政力0.4未満の市町村	法道市町村 2市23町2村 平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町 宇字久々町、福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町 三井桑町、吉井宿町、世知原町、富松町、芦辺町 石田町、三重村	県単市町村 1市16町 福江市、伊王島町、大島町、生月町、鷹島町 上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町、郷ノ浦町 勝本町、蔵原町、美津島町、豊玉町、峰 上対馬町	一市一町一村
昭和46年 5月20日	①過疎地域対策緊急措置法に定める過疎地域に該当する市町村 ② 2産廃1.0桑地域で農林漁業の就業率が40%以上の市町村	法道市町村 2市34町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町 宇字久々町、福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町 富松町、小佐々町、三井桑町、新魚目町、奈良尾町 若松町、上五島町、世知原町、蔵有町、豊玉町、峰 上 芦辺町、石田町、上対馬町、三重村	県単市町村 1市 8町 福江市、伊王島町、高島町、外海町、生月町 田平町、郷ノ浦町、勝本町、蔵原町 (解除 大島町、鷹島町、上五島町、新魚目町、 有川町、奈良尾町、美津島町、豊玉町、 峰)	一市一町一村
昭和48年	同 上	法道市町村 2市34町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町 宇字久々町、福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町 富松町、小佐々町、三井桑町、新魚目町、奈良尾町 若松町、上五島町、世知原町、蔵有町、豊玉町、峰 上 芦辺町、石田町、上対馬町、三重村 (解除 三井桑町)	県単市町村 1市 8町 福江市、伊王島町、高島町、外海町、生月町 田平町、郷ノ浦町、勝本町、蔵原町 (解除 伊王島町、高島町、蔵原町)	一市一町一村
昭和51年 4月15日	同 上	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町 宇字久々町、福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町 富松町、小佐々町、三井桑町、新魚目町、奈良尾町 若松町、上五島町、世知原町、蔵有町、豊玉町、峰 上 芦辺町、石田町、上対馬町、三重村	県単市町村 1市 5町 福江市、外海町、生月町、田平町、郷ノ浦町 勝本町 (解除 伊王島町、高島町、蔵原町)	一市一町一村
昭和55年 9月 1日	①過疎地域振興特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 (S55.4.1公示) ②昭和35年から昭和50年の間に国勢調査の結果による人口が、減少している市町村で次のいずれかに該当する市町村 (1)離島振興法による全数指定市町村 (2)次のすべての要件を満たす市町村 ・昭和50年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口に対比減少率15%以上 ・昭和51年度から昭和58年度までの平均財政力指数が0.218以下 ・昭和50年国勢調査における65才以上人口構成率が11%以上 ・昭和50年国勢調査における第一次産業従事者50%以上 ・辺地有市町村 ・昭和53年調べによる公共施設整備水準値が80%以下	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、三和町、石田町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町、宇字久々町 福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町、上五島町 北有馬町、鷹島町、江迎町、世知原町、蔵原町、上対馬町 佐々町、吉井宿町、世知原町、若松町、上五島町 三井桑町、岐有町、富松町、芦辺町、上 新魚目町、美津島町、峰 (解除 香焼町、三和町、石田町)	県単市町村 1市12町 福江市、外海町、西彼町、瑞穂町、吾妻町 南串山町、蔵有馬町、有冢町、石田町 田平町、郷ノ浦町、勝本町 (解除 伊王島町、高島町、蔵原町)	一市2町一村 三和町、石田町
昭和59年 4月 1日	同 上	法道市町村 2市37町1村 平戸市、松浦市、伊王島町、野母崎町、三和町、石田町 西海町、大島町、大瀬戸町、大瀬戸町、小瀬戸町、宇字久々町 福島町、江迎町、鹿野町、小佐々町、上五島町 北有馬町、鷹島町、江迎町、世知原町、蔵原町、上対馬町 佐々町、吉井宿町、世知原町、若松町、上五島町 三井桑町、岐有町、富松町、芦辺町、上 新魚目町、美津島町、峰	県単市町村 1市13町 福江市、外海町、西彼町、瑞穂町、吾妻町、生月町 南串山町、蔵有馬町、有冢町、布津町、石田町 田平町、郷ノ浦町、勝本町、上田町 (解除 三和町、石田町)	一市一町一村 (解除 三和町、石田町)

要綱改正年月日	指 定 要 件	法過疎地域市町村 (①に該当)	県単基盤整備過疎地域市町村 (②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)
平成 2年 9月17日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 (H24.4.1公示)</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が 0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上人口の構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査時点まで、全域が難島振興法第2条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法適市町村 2市36町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊王島町、高島町、野母崎町、西海町、大島町、崎戸町、小値賀町、佐々町、北有馬町、世知原町、富江町、小佐々町、福島町、吉井町、世知原町、富江町、玉之浦町、新魚目町、奈留町、若松町、芦辺町、豊玉町、上対馬町</p> <p>(解除) 大瀬戸町、西有馬町、上五島町、蔵原町</p>	<p>1市13町</p> <p>1市4町1村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、上五島町、蔵原町</p>	<p>過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)</p> <p>一市4町一村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、上五島町、蔵原町</p>
平成 3年 5月14日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が 0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査時点まで、全域が難島振興法第2条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法適市町村 2市38町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊王島町、高島町、野母崎町、西海町、大島町、崎戸町、小値賀町、佐々町、北有馬町、世知原町、富江町、小佐々町、福島町、吉井町、世知原町、富江町、玉之浦町、新魚目町、奈留町、若松町、芦辺町、豊玉町、上対馬町</p> <p>(解除) 外海町、郷ノ浦町、勝本町</p>	<p>1市13町</p> <p>1市3町一村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、蔵原町</p>	<p>過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)</p> <p>一市4町一村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、上五島町、蔵原町</p>
平成 4年 5月 2日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が 0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査時点まで、全域が難島振興法第2条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法適市町村 2市40町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊王島町、高島町、野母崎町、西海町、大島町、崎戸町、小値賀町、佐々町、北有馬町、世知原町、富江町、小佐々町、福島町、吉井町、世知原町、富江町、玉之浦町、新魚目町、奈留町、若松町、芦辺町、豊玉町、上対馬町</p> <p>(解除) 外海町、郷ノ浦町、勝本町</p>	<p>1市12町</p> <p>1市12町</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、蔵原町</p>	<p>過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)</p> <p>一市3町一村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、蔵原町</p>
平成 7年 4月 1日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が 0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口対比減少率20%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・昭和60年国勢調査人口対比減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満の人口構成率が18%以下 ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査時点まで、全域が難島振興法第2条の指定を受けていること <p>③過疎地域活性化特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法適市町村 2市40町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊王島町、高島町、野母崎町、西海町、大島町、崎戸町、小値賀町、佐々町、北有馬町、世知原町、富江町、小佐々町、福島町、吉井町、世知原町、富江町、玉之浦町、新魚目町、奈留町、若松町、芦辺町、豊玉町、上対馬町</p> <p>(解除) 小浜町、口之津町</p>	<p>1市12町</p> <p>1市12町</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、蔵原町</p>	<p>過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)</p> <p>一市一町一村</p> <p>大瀬戸町、西有馬町、蔵原町</p>

要綱改正年月日	指 定 要 件	法過疎地域市町村 (①に該当)	県単基盤過疎地域市町村 (②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)
平成 8年 7月 5日	<p>①過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村</p> <p>②昭和61年度から昭和63年度までの平均財政力指数が 0.363以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <p>1) いずれかの人口対減少率20%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率20%以上 ・平成 2年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対減少率20%以上 ・平成 7年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対減少率20%以上 <p>2) いずれかの65才以上の人口構成率15%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・平成 2年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対減少率15%以上で、平成 2年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 ・平成 7年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対減少率15%以上で、平成 7年国勢調査における65才以上の人口構成率が15%以上 <p>3) いずれかの15才以上30才未満人口比率18%以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率15%以上で、昭和60年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 ・平成 2年国勢調査人口の昭和40年国勢調査人口対減少率15%以上で、平成 2年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 ・平成 7年国勢調査人口の昭和45年国勢調査人口対減少率15%以上で、平成 7年国勢調査における15才以上30才未満人口比率が18%以下 <p>4) 市町村全域が離島振興法第 2 条の指定を受け、下記のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少 ・昭和40年国勢調査時点から平成 2年国勢調査人口が減少 ・昭和45年国勢調査時点から平成 7年国勢調査人口が減少 <p>5) 産地地域振興臨時措置法第 6 条の指定を受け、下記のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年国勢調査時点から昭和60年国勢調査人口が減少 ・昭和40年国勢調査時点から平成 2年国勢調査人口が減少 ・昭和45年国勢調査時点から平成 7年国勢調査人口が減少 	<p>法過疎市町村</p> <p>2市40町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、西海町、大之津町、曾有馬町、小瀬町、宇久町、福島町、鹿嶋町、小佐々町、佐宿町、若松町、上五島町、新井町、郷ノ浦町、勝本町、上島町、峰</p> <p>法過疎地域市町村 (①に該当)</p> <p>高島町、野母崎町、千々石町、外海町、大島村、北有馬町、福島町、吉井宿町、世知原町、佐々木町、三井桑町、新井町、上島町、美津島町、上対馬町</p>	<p>県東市町村</p> <p>1市12町</p> <p>福江市、国見町、瑞穂町、加津佐町、有馬町、田平町、巖原町、石田町</p> <p>県東市町村</p> <p>1市11町</p> <p>福江市、国見町、瑞穂町、加津佐町、有馬町、田平町、石田町</p> <p>(解除 巖原町)</p> <p>県東市町村</p> <p>1市 7町</p> <p>松浦市、上五島町、石田町、佐々町</p> <p>(解除 巖原町)</p>	<p>一市一町一村</p> <p>一市一町一村</p> <p>1市2町一村</p> <p>松浦市、上五島町、(佐々町)</p>
平成 9年 4月25日	<p>同 上</p>	<p>法過疎市町村</p> <p>2市42町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、西海町、大之津町、曾有馬町、小瀬町、宇久町、福島町、鹿嶋町、小佐々町、佐宿町、若松町、上五島町、新井町、郷ノ浦町、勝本町、上島町、峰</p> <p>法過疎地域市町村 (①に該当)</p> <p>高島町、野母崎町、外海町、北有馬町、福島町、吉井宿町、世知原町、小佐々町、三井桑町、新井町、上五島町、美津島町、上対馬町</p>	<p>県東市町村</p> <p>1市 7町</p> <p>松浦市、上五島町、石田町、佐々町</p> <p>(解除 巖原町)</p> <p>県東市町村</p> <p>1市 7町</p> <p>松浦市、上五島町、石田町、佐々町</p> <p>(解除 巖原町)</p>	<p>一市一町一村</p> <p>一市一町一村</p> <p>1市2町一村</p> <p>松浦市、上五島町、(佐々町)</p>
平成12年 5月11日	<p>①過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村 (H12.4.1公示)</p> <p>②平成 8年度から平成10年度までの平均財政力指数が 0.42 以下で、次のいずれかに該当する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率25%以上 ・平成 7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率20%以上 ・平成 7年国勢調査人口の昭和35年国勢調査人口対減少率20%以上で、平成 7年国勢調査における65才以上の人口構成率が16%以上 ・昭和35年国勢調査人口の平成 7年国勢調査人口対減少率15%以上で、全歳が離島振興法第 2 条又は半島振興法第 2 条の指定を受けていること <p>③過疎地域自立促進特別措置法附則の規定の適用を受ける市町村</p>	<p>法過疎市町村</p> <p>2市46町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、西海町、大之津町、曾有馬町、小瀬町、宇久町、福島町、鹿嶋町、小佐々町、佐宿町、若松町、上五島町、新井町、郷ノ浦町、勝本町、上島町、峰</p> <p>法過疎地域市町村 (①に該当)</p> <p>高島町、野母崎町、外海町、北有馬町、福島町、吉井宿町、世知原町、小佐々町、三井桑町、新井町、上五島町、美津島町、上対馬町</p>	<p>県東市町村</p> <p>1市 7町</p> <p>松浦市、上五島町、石田町、佐々町</p> <p>(解除 巖原町)</p> <p>県東市町村</p> <p>1市 7町</p> <p>松浦市、上五島町、石田町、佐々町</p> <p>(解除 巖原町)</p>	<p>1市2町一村</p> <p>松浦市、上五島町、(佐々町)</p>
平成16年 3月 1日	<p>同 上</p>	<p>法過疎市町村</p> <p>4市37町1村</p> <p>平戸市、松浦市、伊予島町、西海町、大之津町、曾有馬町、小瀬町、宇久町、福島町、鹿嶋町、小佐々町、佐宿町、若松町、上五島町、新井町、郷ノ浦町、勝本町、上島町、峰</p> <p>法過疎地域市町村 (①に該当)</p> <p>高島町、野母崎町、外海町、北有馬町、福島町、吉井宿町、世知原町、小佐々町、三井桑町、新井町、上五島町、美津島町、上対馬町</p>	<p>県東市町村</p> <p>1市 6町</p> <p>松浦市、国見町、上五島町、佐々町、上五島町</p> <p>(解除 石田町)</p>	<p>1市2町一村</p> <p>松浦市、上五島町、(佐々町)</p>

要綱改正年月日	指 上	定 要	件	法 過 疎 地 域 市 町 村 (①に該当)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 (②に該当)	過 疎 法 附 則 に よ る 過 疎 地 域 市 町 村 (③に該当)
平成16年 8月 1日	同 上	法 過 疎 市 町 村 4市29町1村 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、伊 王 島 町、高 島 町、野 母 崎 町、西 海 市、大 瀬 町、大 瀬 町、外 海 町、千 々 石 町、小 浜 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、福 島 町、生 月 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、江 迎 町、新 上 五 島 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、岐 宿 町、奈 留 町、三 井 桑 町、有 有 川 町、奈 良 尾 町)		法 過 疎 市 町 村 4市25町1村4区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、大 瀬 町、大 瀬 町、千 々 石 町、小 浜 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、福 島 町、大 瀬 町、生 月 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 伊王島町、高島町、野母崎町、外海町)	県 単 市 町 村 1市 5町 松 浦 市、国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解除 上五島町) ※ (佐々町) は再掲	1市1町一村 松 浦 市、(佐々町)
平成17年 1月 4日	同 上			法 適 市 町 村 5市19町1村6区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、千 々 石 町、小 浜 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、大 瀬 町、生 月 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 伊王島町、高島町、野母崎町、外海町)	県 単 市 町 村 1市 5町 松 浦 市、国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解除 上五島町)	1市1町一村 松 浦 市、(佐々町)
平成17年 4月 1日	同 上			法 適 市 町 村 5市19町1村6区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、千 々 石 町、小 浜 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、大 瀬 町、生 月 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 伊王島町、高島町、野母崎町、外海町)	県 単 市 町 村 5町 国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、田 平 町、佐 々 町 (解除 松 浦 市)	※ (佐々町) は再掲 一市一町一村
平成17年10月 1日	同 上			法 適 市 町 村 5市18町6区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、千 々 石 町、小 浜 町、南 有 馬 町、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 伊王島町、高島町、野母崎町、外海町)	県 単 市 町 村 4町 国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町、佐 々 町 (解除 松 浦 市)	一市一町一村
平成17年10月11日	同 上			法 適 市 町 村 6市15町6区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、福 島 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 千々石町、小 浜 町、南 有 馬 町)	県 単 市 町 村 1町 佐 々 町 (解除 田 平 町)	一市一町一村
平成18年 1月 1日	同 上			法 適 市 町 村 6市13町8区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、加 津 佐 町、口 之 津 町、南 有 馬 町、北 有 馬 町、西 有 家 町、有 家 町、布 津 町、小 瀬 賀 町、字 久 久 町、江 迎 町、鹿 町、世 知 原 町、鹿 町、小 佐 々 町、吉 井 町、世 知 原 町、新 上 五 島 町、 <u>長 崎 市 の うち (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)</u> (解除 伊王島町、高島町、野母崎町、外海町)	県 単 市 町 村 1町 佐 々 町 (解除 国 見 町、瑞 穂 町、吾 妻 町)	一市一町一村

要綱改正年月日	指 定 要 件	法 過疎地域市町村 (①に該当)	県単独基準過疎地域市町村 (②に該当)	過疎法附則による過疎地域市町村 (③該当)
平成18年 3月31日	同 上	法 過疎市町村 7市4町10区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、江 迎 町、鹿 町 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊弉王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外浦町)、佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、旧小佐々町)、松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町) (解除 加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有 家 町、布 津 町、字 久 町、小 佐 々 町)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 1 町 県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 1 町 佐 々 町	一 市 一 町 一 村
平成18年 5月23日	同 上	法 過疎市町村 7市4町10区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、江 迎 町、鹿 町 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊弉王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外浦町)、佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、旧小佐々町)、松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 一 市 一 町 一 村 一 市 一 町 一 村	一 市 一 町 一 村
平成22年 3月31日	同 上	法 過疎市町村 7市2町12区域 平 戸 市、対 馬 市、松 浦 市、五 島 市、西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊弉王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外浦町)、佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)、松 浦 市 の うち (旧福島町、旧鷹島町)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 一 市 一 町 一 村 (解除 佐 々 町)	一 市 一 町 一 村
平成22年 4月 1日	同 上	法 過疎市町村 8市2町10区域 平 戸 市、松 浦 市、対 馬 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、西 海 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊弉王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外浦町)、佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 一 市 一 町 一 村 ※平成22年5月21日制度廃止	一 市 一 町 一 村
平成26年 4月 1日	同 上	法 過疎市町村 9市2町10区域 島 原 市、平 戸 市、松 浦 市、対 馬 市、雲 仙 市、南 島 原 市、小 値 賀 町、新 上 五 島 町、長 崎 市 の うち (旧伊弉王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外浦町)、佐 世 保 市 の うち (旧吉井町、旧世知原町、旧字久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)	県 単 独 基 準 過 疎 地 域 市 町 村 一 市 一 町 一 村	一 市 一 町 一 村